(イ)　蓄積型放送番組表（注１）(注２)(注４)(注６）

	放送される時間帯	放　送　事　項	合計伝送容量	
月				
火				
水				
木				
金				
土				
日				
合計　伝送容量 有料放送（　%）			備　考	

(ウ)　全体の放送番組表（注５)(注６）

放送番組の形態の別及び影像、音響又は信号の別		有料放送又は無料放送が放送全体に占める割合（%）		影像、音響又は信号が放送全体に占める割合（%）	合計（%）	放送事項
		有料放送	無料放送			
リアルタイム型放送番組	影像	A	G	A及びGの和	AからCまで及びGからIまでの和	
	音響	B	H	B及びHの和		
	信号	C	I	C及びIの和		
蓄積型放送番組	影像	D	J	D及びJの和	DからFまで及びJからLまでの和	
	音響	E	K	E及びKの和		
	信号	F	L	F及びLの和		
合計（%）		AからFまでの和	GからLまでの和		100	

（注１）　１週間の放送番組の代表例を記載すること。

（注２）　リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

（注３）　リアルタイム型放送番組は、個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

（注４）　有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、(ウ)の放送番組表にあつては１週間当たりの放送番組の放送時間全体に占める有料放送に係る放送時間の割合を、(イ)の放送番組表にあつては１週間当たりの放送番組の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合を（　）で再掲すること。

（注５）　１週間当たりの放送の伝送容量について、以下に掲げる事項ごと、かつ、影像、音響又は信号の別ごとに、１週間当たりの放送の伝送容量全体に占めるそれぞれの伝送容量の割合を記載すること。

(A)　放送番組の形態の別

(B)　無料放送又は有料放送の別

（注６）　比率は小数点第２位を四捨五入とし小数点第１位まで記載すること。

(エ)　他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

供給者名	１週間当たりの放送の伝送容量全体に占める割合	供給に関する協定等の有無
	%（　%）	
合　　計	%（　%）	

（注１）　供給者名の欄は、(ア)から(ウ)までの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて記載すること。

（注２）　放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

（注３）　有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、１週間当たりの放送の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合をそれぞれ該当する欄内に（　）で記載すること。

（注４）　比率は小数点第２位を四捨五入とし小数点第１位まで記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十八条第一項ただし書の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日　　総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第二項(9)ウ中「又は超短波放送」を「、超短波放送」に改め、「超短波文字多重放送を行う無線局」の下に「又はマルチメディア放送を行う無線局」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日　　総務大臣　新藤　義孝

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五号の七注８中「(12)まで」を「(3)まで、(6)」に、「(18)」を「(17)」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。